目標	Ⅱ	豊かな心の育成
施策	6	豊かな心を育む教育の推進
主な取組		○　子どもの権利利益を擁護するための取組の推進
		○　体験活動の推進
		○　規律ある態度の育成
		○　道徳教育の充実
		○　読書活動の推進（施策２にも記載）
		○　持続可能な部活動の運営（施策１０にも記載）
担当課		生涯学習推進課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、義務教育指導課

主な事業

事業名	予算額（千円）	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
体験活動の推進	0	【体験活動の推進】 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、発達の段階に応じた様々な体験活動を推進するため、特色ある体験活動の取組事例の収集・紹介（ホームページ掲載）を行う。 ○ホームページでの紹介件数：128事例	県内の各学校で行われている特色ある体験活動の取組事例の収集・周知を通して、各学校における体験活動の推進を図ることができた。全ての小・中学校等で、様々な体験活動が実施できている。	義指
	0	【職場体験活動の推進】 職場体験の意義や工夫した取組等について情報提供を行うとともに、職場体験の事前・事後指導に活用できる関係課の職業紹介動画や出前講座を周知するため、中学校等（さいたま市を除く。）、高校の進路指導主事等を対象とした地区進路指導・キャリア教育研究協議会を開催する。 ○地区進路指導・キャリア教育研究協議会の開催 ・対象：中学校等（さいたま市を除く。）、高等学校の進路指導主事等 ・開催数：４回（10月） ・会場：専門高校 ・参加者数：513人	進路指導・キャリア教育研究協議会における説明動画視聴により、職場体験に関連した取組の周知を図り、学校における職場体験の実施を支援することができた。	義指
	0	【キャリア教育プログラムの実施】 高校生が学校での学びと自己のキャリアの方向性を関連付けるため、キャリア発達段階に応じたキャリア教育プログラムを実施する。 ○探究型（課題解決型）インターンシップの実施 ・対象：県内高校生 ・開催数：全38プログラムを設定、７～８月にかけて実施 ・参加者数：68人 ○高校生と企業社員との交流会の実施	キャリア教育プログラム（出前講座型）では、講演内容が生徒の意欲を高めるものであり、教員とは異なる視点からのアドバイスを通じて、生徒の視野を広げ、学校での学びと自己のキャリアの方向性を関連付ける効果があった。しかし、講義だけでなくグループワークや生徒が主体的に動ける活動を講座の中により取り入れることが課題として挙げられる。 探究型インターンシップでは、生徒が設定された課題について職場体験を通じて自分なりの意見をまとめ、企業に提案することで、仕	高指

		・対象：県内高校生 ・開催数：３校で実施 ・開催校：久喜北陽(11/20）、川越初雁（3/14）、深谷商業（3/19） ・埼玉県教育委員会と埼玉県内経済６団体との包括連携協定によるキャリア教育事業 ○キャリア教育プログラム（出前講座型）の実施 ・対象：県内高校生 ・開催数：４回 ・開催校：①ＳＭＢＣＣＦ：大宮商業(7/17) ②ＴＢＳ：いずみ(6/11)、所沢西(6/27)、鴻巣女子（7/10） ・連携先企業が実際に行っている仕事を体験し、理解することで生徒がリアルな職業的情報を得る。	事の在り方や企業の考え方を学ぶことができた。しかし、進学を希望する普通科高校の生徒をはじめ、県立高校に通う全ての生徒が参加できる仕組みづくりが課題であり、より多くの生徒に参加の機会を提供するための取組が求められる。 高校生と企業社員との交流会では、生徒は２～４社の企業社員と交流することで、実際の働き方や仕事内容の理解を深め、将来の在り方や生き方などを考える機会となった。	
	0	【産業現場等における実習の実施】 特別支援学校の生徒が卒業後の進路に関するイメージ形成を図るとともに、就労に必要な態度、習慣を養うため、特別支援学校の生徒が地域の企業等での体験実習に参加する。	地域の企業等での体験実習を通じ、特別支援学校生徒の就労意欲の醸成や進路選択の視野拡大が図られるとともに、就労に必要なルールやマナー、スキル等を企業から直接学ぶことができた。	特教
青少年げんき・いきいき体験活動事業（施策２４にも掲載）	193	学校での体験活動を推進するため、小学校・中学校・特別支援学校における体験活動実施時の課題や推進に向けた取組について協議する体験活動推進協議会を設置する。 ○埼玉県体験活動推進協議会の開催 ・開催回数：３回 ・参加者数：１回目（14人）　２回目（11人）　３回目（14人） 現代的社会課題に対応するため、げんきプラザにおいて、体験活動プログラムを提供する。 ○いきいき体験活動事業 ・対象：小・中学校等、特別支援学校（学級）の児童生徒と家族 ・参加者数：21事業695人参加 ○わくわく未来事業 ・対象：登校に不安を抱える児童生徒 ・参加者数：14事業318人参加 ○のびのびチャレンジ事業 ・対象：経済的に困難な家庭の児童生徒 ・参加者数：14事業238人参加 ○多文化共生事業 ・対象：外国にルーツを持つ児童生徒と家族 ・参加者数：６事業134人参加	体験活動推進協議会では、教科等に関連付けた体験活動プログラムを開発し試行事業を実施することで、県内各校にげんきプラザの利用促進及び「カリキュラムマネジメント」が実現されたモデルプランを普及することができた。 いきいき体験活動事業では、自然体験活動やスポーツ体験を通して、障害のある子供と障害のない子供が関わりを持てるプログラムを計画・実施し、心のバリアフリー化を促進することができた。 わくわく未来事業では、登校に不安を抱える児童生徒が、他者との信頼関係を構築できるよう、仲間とともにコミュニケーションを取りながら調理体験や自然観察、レクリエーション等の活動を行った。その結果、参加者や教育支援センターの指導員から肯定的な評価を得ることができた。 のびのびチャレンジ事業では、ジュニア・アスポートに通う児童生徒及び支援員を対象に、人間関係づくりプログラムやオリエンテーリング等の体験を通して、参加者相互の交流やグループで協力しながら課題解決に取り組んだ。その結果、参加者や支援員から肯定的な評価を得ることができた。 多文化共生事業では、外国にルーツを持つ児童生徒とその保護者を対象に、食文化やスポーツ等の多様な体験活動を行った。これらの活動により、日本を始めとした他国の文化への理解を深める交流ができた。	生推

自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業	19,665	「規律ある態度」における現在の課題を解決するために、課題を記載した教師用リーフレットを改訂し、市町村を通じて各学校に働き掛ける。また、道徳教育研究推進モデル校や道徳教育研究協議会の取組を通じて、教師を支援し児童生徒が「話を聞き発表する」、「整理整頓」ができていることを実感できるよう努める。 ○道徳教育研究推進モデル校による研究・実践 ・モデル校：小・中学校８校 ○道徳教育研究協議会における指導例の共有 ・対象：各小・中学校等の道徳教育推進教師等 ・実施日：地区（東西南北）ごとに２～３日（８月～11月） ○「規律ある態度」における課題解決に向けた取組を掲載した教師用リーフレットの改訂（12月）	道徳教育研究推進モデル校の研究や道徳教育研究協議会における指導事例の共有、教師用リーフレットの改訂等を通じて、各学校における指導が充実したことで、児童生徒の「規律ある態度」の育成につながっていると捉えている。 一方、小・中学校ともに、「話を聞き発表する」、「整理整頓」の２点において、目標値である８割を下回った学年が複数あった。「話を聞き発表する」については、児童生徒が一人一台端末を活用するなど発表方法が多様化している一方で、ペアやグループでの活動時間の減少やタブレットを通した意見交換など、学習環境の変化により、令和６年度の目標値を下回った。児童生徒が発表したという実感を持ちにくいことが、その原因と考えられる。「整理整頓」については、登下校時の負担軽減を目的として、教科書やノートなどを自宅に持ち帰らず、個人用ロッカーなどで管理する場合があるため、机上のスペースが狭くなり、学習状況に応じた教材や用具を適切に取捨選択ができないことも、課題として挙げられる。これらの２点が、今後の改善を要する課題である。	義指
	1,570	子供の規範意識を高め、夢や目標に向かってたくましく生きることができるようにするため、モデル校等の取組を通して本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」の活用を促す。 ○高等学校道徳教育研修会の実施（高校１回） ○道徳教育研究推進モデル校の委嘱（高校２校）　新座柳瀬高校・大宮東高校	高等学校道徳教育研修会を西部地区・北部地区にて悉皆としてオンラインで実施し、モデル校２校の研究内容等を共有することで、道徳教材「彩の国の道徳」の活用を促し、子供の規範意識を高めるための土壌づくりができた。 研究内容等の共有だけでなく、学校における課題や改善点等も共有し、より現実的な視点を入れていくことが課題である。	高指
部活動指導充実支援事業（施策10、17、23、26にも掲載）	6,106	【部活動指導員・文化部】 部活動指導の内容を充実させるとともに、顧問教諭の負担軽減を図るため、単独で部活動の指導や生徒引率を行うことができる部活動指導員を配置する。 ○県立学校部活動指導員（文化部）：６校６人	部活動指導員の単独指導時間が増えることにより、顧問教員が部活動以外の業務を計画的・効率的に行うことができ、教員の業務負担の軽減につながった。 また、専門性を有する指導員による指導を行うことで部活動の充実・活性化を図ることができた。	高指
	32,320	【部活動指導員・運動部】 部活動指導の充実・活性化を図るため、部活動に専門的な知識・技能を有する部活動指導員や外部指導員者を配置する。 ○県立学校部活動指導員（運動部）の配置：24校24人	県立学校部活動指導員は24人（運動部）を設置し、部活動指導の充実・活性化を図るとともに、教職員の負担軽減に努めた。	保体
	11,306	【サポート事業】 部活動指導の充実・活性化を図るため、部活動に専門的な知識・技能を有する部活動指導員や外部指導者を配置する。 ○県立学校外部指導者（運動部）の配置：90校110人	県立学校外部指導者を110人配置し、部活動指導の充実・活性化を図るとともに、教職員の負担軽減に努めた。	保体

	68,340	【地域部活動推進事業・文化部】 中学校において、地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図るため、国の実証事業の成果や、独自の取組を行っている自治体の好事例を県内に発信した。質の高い指導者を確保するため人材バンクの管理・運営を行った。 ○令和６年度実証事業の実施自治体（文化部）：３市、県立学校１校 ○埼玉県地域クラブ活動シンポジウムの開催：２回（８月、２月） ○人材バンク（文化・芸術）登録者数:19人	シンポジウムの開催により、実践事業で得られた成果や課題を市町村に周知するとともに、関係者の理解促進を図ることができた。令和７年度に国の実証事業（文化部）に参加を希望している自治体は９市町であり、令和６年度より増加した。 令和６年３月に開始した人材バンク（文化・芸術）は、令和７年３月末時点で登録者数が19人となった。	義指
		【地域部活動推進事業・運動部】 中学校において、地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図るため、実証事業を実施する市町村等への普及・啓発や委託を実施する。 ○実証事業参加市町（学校） ・（南部）戸田市、蕨市、上尾市、鴻巣市、伊奈町 ・（西部）鶴ヶ島市、ふじみ野市 ・（北部）熊谷市、深谷市 ・（東部）久喜市、白岡市、三郷市 ・（県立）伊奈学園中 ○人材バンク登録者数 運動部：58人	実証事業は12市町及び県立伊奈学園中学校で実施した。 県民を対象としたシンポジウムの実施、市町村担当者を対象とした実証事業報告会及び研修会、リーフレットの配布、実証事業12市町の取組を紹介する動画の作成・周知、人材バンクの登録対象者の拡大、市町村教育委員会への訪問ヒアリング等を実施し、地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図るための普及・啓発や委託を実施した。	保体
中学校部活動指導員活用事業（施策10,17にも掲載）	38,471	【運動部】 部活動指導の充実・活性化を図るため、部活動に専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置する市町村を支援する。 ○中学校部活動指導員（運動部）の配置：23市町142人	中学校部活動指導員は142人（運動部）を配置し、部活動指導の充実・活性化を図るとともに、教職員の負担軽減につながった。	保体
	6,228	【文化部】 部活動指導の充実・活性化を図るため、部活動に専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置する市町村を支援する。 ○中学校部活動指導員（文化部）の配置：14市町31人	部活動指導員の配置により専門的な指導が可能となり、部活動の充実・活性化につながった。また、単独指導の増加により、顧問教員が部活動以外の業務を計画的・効率的に行うことができ、負担軽減につながった。 引き続き、市町村教育委員会に対して部活動指導員による成果等を周知し、希望する市町村に対してより一層適切な配置を進め、部活動の充実や顧問教員の負担軽減を図っていく。	義指

<table>
<tr>
<td>施策指標の
達成状況・
原因分析</td>
<td>

● 児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況（%）　［出典：埼玉県学力・学習状況調査及び規律ある態度調査］

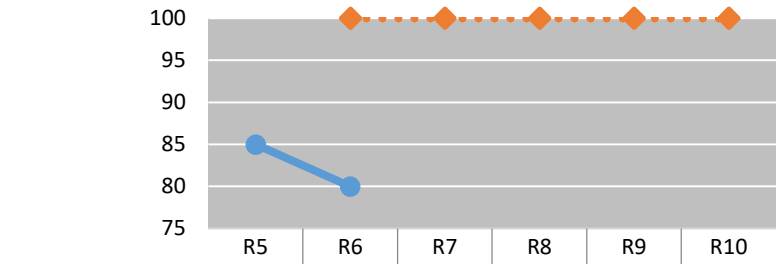

	R5	R6	R7	R8	R9	R10
小学校	85.0	80.0				
年度目標値		100	100	100	100	100

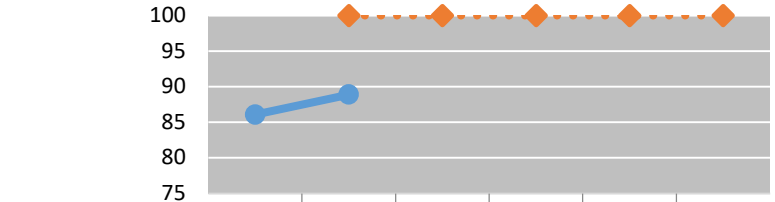

	R5	R6	R7	R8	R9	R10
中学校	86.1	88.9				
年度目標値		100	100	100	100	100

【原因分析】

小・中学校ともに「話を聞き発表する」「整理整頓」等において８割を下回った学年が複数あるため、目標値を達成できなかった。

「話を聞き発表する」については、児童生徒が一人一台端末を活用するなど発表する方法が多様化している。ペアやグループでの活動時間の減少やタブレットを通した意見交換など、環境に変化があり、令和６年度の目標値を下回った。児童生徒が発表したという実感を持ちにくいことが原因と考える。「整理整頓」については、登下校時の負担軽減から、教科書、ノートなどを自宅に持ち帰らずに個人用ロッカー等で管理する場合があることや机上のスペースが一人一台端末を使うためには手狭なこと、学習状況等に応じた学習教材や用具の取捨選択ができないことが原因と考える。

</td>
<td>義指</td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">学識経験者の
意見・提言</td>
<td colspan="2">「豊かな心を育む教育」は数値化が難しいが、体験活動がその実現において大きな役割を果たすと考える。近年、スマートフォンやデジタル端末を利用した学習や遊びが増加しているが、これだけでは得られない「豊かな体験」が重要である。社会を知る活動や部活動などを推進し、児童生徒が積極的に参加できる環境を整備する必要がある。また、道徳教育も重要であり、県教育委員会がモデルプログラムや具体的な指導案を提供し、教員へ適切な支援して、児童生徒に豊かな心を育む教育を目指してほしい。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">「豊かな心を育む教育」における規律ある態度の育成は、子供たちが社会に出た際に必要な基盤となるものであり、小学校・中学校の段階でしっかりと育てることが極めて重要であると考える。現場の教員が多忙な中で、多様な取組を進めている点は高く評価するが、引き続き無理なく取り組める仕組みを構築する必要がある。特に、道徳教育や体験活動の推進においては、現場の教員が取り組みやすいよう、教育委員会が具体的な支援を提供することが重要である。</td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="3">今後の取組</td>
<td>げんきプラザにおいて、引き続き各施設や周辺環境の特色を生かした魅力あるプログラムを展開し、体験活動事業の充実を図る。</td>
<td>生推</td>
</tr>
<tr>
<td>道徳教育研究推進モデル校が実践する小・中学校や地域との連携、特別支援学校分校との交流などの先進的な取組を通じた成果を研究発表会や県ホームページ等で公開することで、幅広く周知していく。
道徳教育に係る外部講師の派遣事業の成果を研修会等で共有することにより、成果の普及の拡大を図り、道徳教育の更なる充実に取り組んでいく。全ての県立高校生が参加できる「探究型インターンシップ」を企業や経済団体等と連携し、引き続き実施する。企業が抱える課題を生徒が体験することで、働く意識や将来のキャリア形成に必要な能力を育成していく。</td>
<td>高指</td>
</tr>
<tr>
<td>地域の企業等での体験実習を通じて、特別支援学校の生徒が、就労意欲を向上させるとともに、規律ある態度を習得できるように取り組んでいく。また、実習可能な企業等を探す際に、必要に応じて教育委員会が情報提供を行い、現場教員の負担を考慮しながら、各特別支援学校が継続的に実習活動に取り組むことができるよう支援していく。</td>
<td>特教</td>
</tr>
</table>

	県立高校における部活動指導員活用事業及び部活動サポート事業について、より効果的な運用ができるよう学校へ指導し、部活動指導の充実・活性化、教職員の負担軽減を図っていく。 中学校部活動指導員活用事業については、引き続き市町村を支援し、部活動指導の充実・活性化、教職員の負担軽減を図っていく。	保体
	道徳教育研究協議会等における道徳教育研究推進モデル校の好事例を共有する。課題を抱える市町村教育委員会や学校に対し、指導主事が直接訪問して課題などを聞き取ることで目標値に到達することができない状況を把握し、児童生徒が振り返りを行う中で成長を実感できるような好事例を共有していく。自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業を通して、児童生徒の将来の夢や目標につながる多様な体験活動の機会を提供し、小・中学校等における道徳教育の充実を図っていく。	義指

目標	Ⅱ	豊かな心の育成
施策	7	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実
主な取組		○　いじめ防止対策の推進
		○　教育相談活動の推進（施策１４にも記載）
		○　児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実
		○　発達支持的生徒指導の推進
		○　児童生徒の自殺予防対策の推進
		○　非行・問題行動の防止
		○　青少年を有害環境から守るための取組の推進（施策２３にも記載）
		○　立ち直り支援策の推進
担当課		生徒指導課、小中学校人事課

主な事業

事業名	予算額（千円）	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
いじめ･非行防止学校支援推進事業	558	生徒指導上の諸課題の未然防止・早期解決に向けて関係機関との連携を強化するため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の生徒指導担当者が一堂に会する研究協議会、並びに学校と児童相談所との連携研修を実施する。 ○生徒指導主任等研究協議会 ・全体会（動画視聴） ・分科会（４地区・集合型）参加教員人数：1,257人 ○児童相談所との連携研修 ・参加教員数：14人 ・内容：児童相談所業務の説明、業務見学	生徒指導主任等研究協議会実施後のアンケートでは、参加者の96.3%から「校種間の連携を深めることができた」との肯定的な回答を得ており、校種を超えた連携の強化を図ることができた。 令和６年度は、県内児童相談所６所において連携研修を行い、研修参加校において児童相談所業務の理解促進や児童相談所との連携強化を図ることができた。令和６年度末までに、さいたま市を除く全62市町村のそれぞれ１人以上の教員が参加できた。 当該協議会等を通して、引き続き校種を超えた連携を図るとともに、生徒指導主任に限らず、幅広い層の参加につながるよう働き掛けていく。	生指
ネットトラブルサイト監視事業（施策９、23にも掲載）	4,000	インターネットを介したトラブルの未然防止及び深刻化防止のためサイト監視活動を行い、問題のある書き込みを早期に発見するとともに、学校へ情報提供し、当該生徒への指導及び家庭と連携して見守りを行う等、学校に早期対応を促す。また、児童生徒、教職員、保護者の意識啓発活動を支援するため、ネットトラブル注意報及び啓発動画を県内公立学校へ発信する。 ○業者によるサイト監視活動 ・問題のある書き込みの検出：586件 ○ネットトラブル注意報の発信：12回 ○児童生徒や保護者等への啓発動画の発信：年２回	業者によるサイト監視活動により、個人情報が特定できる書き込みや自殺をほのめかす書き込みなどを検出し、学校と共有の上対応につなげることで、インターネットを介したトラブルの未然防止及び深刻化防止を図ることができた。 また、児童生徒への啓発資料「ネットトラブル注意報」を定期的に発出し、学年集会やホームルームでの活用など学校等での指導につなげることができたことや、サイト監視から得られたトラブル事案などをテーマに啓発動画を配信することで、児童生徒、教職員、保護者への意識啓発活動を支援することができた。 一方で、各種ＳＮＳのプライバシー設定などにより、問題のある	生指

			書き込みの検出が難しくなりつつあることから、啓発活動により一層取り組みネットトラブルを未然に防ぐ必要がある。	
いじめ･不登校対策相談事業（施策14、15、17にも掲載）	1,216,548（給与費含む）	生徒指導上の諸課題に対応するため、教育相談体制を整備・充実する。 ○スクールカウンセラー（ＳＣ）の配置（心理に関する支援） ・配置先：小学校689校、中学校355校、全日制高等学校30校、定時制高等学校10校、教育事務所４所、総合教育センター ・オンライン相談を週５日実施 ○スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置（福祉に関する支援） ・配置先：59市町村、全日制高等学校24校、定時制高等学校８校、教育事務所４所 ・オンライン相談を週２日実施 ○中学校相談員配置助成事業 中学校相談員を配置する市町村に対する助成金の交付 ・助成先：62市町村	ＳＣ・ＳＳＷともに、全公立学校において活用可能な令和５年度の体制を継続して構築した。 児童生徒とその保護者からの相談に対応するほか、教職員に対して心理・福祉等の面から支援に関する指導・助言を行うなどの活動を通じて、学校の教育相談力の向上を図ることができた。 相談員を配置する市町村（さいたま市を除く。）に対し助成することにより、全公立中学校において相談員が配置され、学校の教育相談体制の充実を図ることができた。 一方で、教育相談体制の整備については、全国的な不登校児童生徒の増加やヤングケアラーの認知度向上などの心理的・福祉的ニーズの高まりに対して、現状の配置が適正なものか、また、現在配置されているＳＣ・ＳＳＷ等が十分に活用されているのかについては確認の必要があり、ニーズに応え得る体制の整備について引き続き検証・検討していく必要がある。	生指
	9,883（給与費含む）	【ＳＣ・ＳＳＷによるオンライン相談】 対面での相談が難しい生徒やＳＣ等を直接配置していない学校の教職員からの支援に関する相談を実施するため、オンラインツールを活用して相談等を実施する。 ○スクールカウンセラーによるオンライン相談の実施（週５日） ・相談実績：延べ相談件数：103件 ○スクールソーシャルワーカーによるオンライン相談の実施（週２日） ・相談実績：延べ相談件数：10件	対面での相談に抵抗のある生徒や、ＳＣ等を直接配置していない学校の教職員からの支援に関する相談などについて、オンラインツールを活用して相談や助言を行うことができた。 一方で、前年度に比べると相談件数は増加しているものの、活動日数に対して相談実績が少ないことから、より多くの生徒・保護者や教職員からの相談を受けられるよう効果的な広報活動等について検討していく必要がある。	生指
教育相談事業	20,814	【電話教育相談】 いじめ・不登校等の不安や悩みを抱えた児童生徒や保護者を支援するため、電話相談を毎日24時間実施し、その解消を図る。 ・相談実績：延べ相談件数9,708件	いじめや不登校等の様々な相談に対応し、自殺や虐待が懸念されるケースにおいては、関係機関との密接な連携を図りながら適切な対応をすることができた。また、面接相談員や臨床心理士、嘱託医と日常的に連携を図り、相談者の悩みの早期解決や新たな対応の方向性の決定につなげることができており、いじめ・不登校等の不安や悩みを抱えた児童生徒や保護者に対し、適切な支援を実施することができた。	生指
ＳＮＳを活用した教育相談体制整備事業（施策14､15にも掲載）	13,708	県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応するため、ＳＮＳを活用した相談窓口を開設する。 ・対象：さいたま市立学校を除く県内国・公・私立中高生（約330,000人） ・相談実績：実相談者数512人、延べ相談件数1,322件	令和６年度は広報カードの配布に加え、一人一台端末を活用した広報やリーフレットを用いた広報など窓口周知に引き続き努めた。 相談者アンケートにおいては、相談をした者のうち、約80％の子供が「気持ちが軽くなった」と回答するなど、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に寄り添った対応ができた。	生指

			一方で、昨年同時期に比して、実相談者数、延べ相談件数が減少していることから、より多くの子供に当窓口を活用してもらえるような体制や効果的な広報活動を検討していく必要がある。	
市町村立小中学校外部人材配置事業	36,697	【学級運営等の改善のための非常勤講師の配置】 「学級がうまく機能しない状況」を予防・回復するとともに学級運営の充実を図るため、退職教員等を小学校に非常勤講師として配置する。 〇学級運営等改善非常勤講師の配置 ・35件　（令和５年度 36件）	配置した非常勤講師が、担任をはじめとする複数の教員と連携し、課題に応じた丁寧な指導を行った。このことにより「学級がうまく機能しない状況」に適切に対応することができ、学級運営等の改善につながった。	小中
施策指標の達成状況・原因分析	●いじめの解消率（%）　［出典：文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査］ 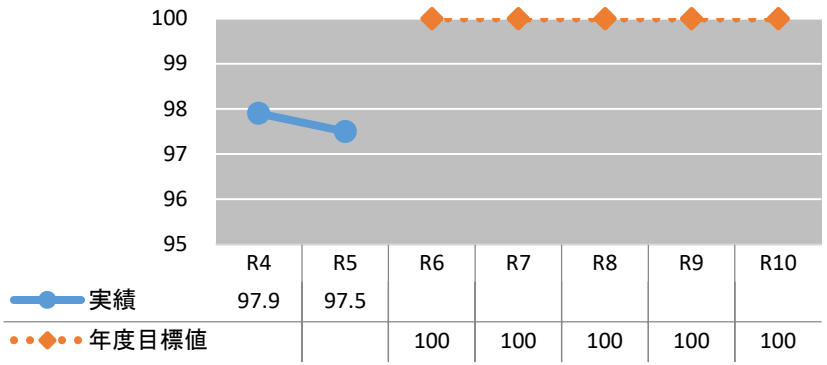 （令和６年度実績値判明　令和７年１０月頃の予定）	【原因分析】 「平成29年３月改定の「いじめの防止等のための基本的な方針」により、いじめが「解消している状態」については、(1)いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも３か月継続していること、(2)被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされている場合と明確化された。 これにより、各年度１月以降のいじめ認知件数は解消率に反映できないため、年度末時点で経年変化を分析することは困難であるが、翌年度７月末時点の調査によって解消率を算出している。 令和５年度に認知したいじめの解消率は97.5%となっており、前年度同調査の97.9%から0.4%後退した。 後退した要因として、いじめ防止対策推進法に基づき、児童生徒に寄り添い、初期段階から積極的に対応するよう、県から呼びかけた結果、学校現場において丁寧な対応が取られたことにより、いじめの解消に相当の期間を有していることが考えられる。	生指
学識経験者の意見・提言	いじめは重大な人権侵害であり、学校現場で最も重要な課題の一つであると認識している。無記名アンケートの実施など、いじめの実態を把握するための努力が進められている点は評価できるが、ＳＮＳを利用したいじめなど、見えにくい形態のいじめが増加している。「見えないいじめ」を早期に掘り起こし、対応を進めることが重要である。解消率が97.5パーセントと高い水準であることは評価するが、更に向上させるために教育委員会が現場と連携し、いじめ防止と解消に向けた取組を強化することを期待している。 いじめの解消率が高い水準で維持されている点は評価できるが、潜在化しているいじめの実態把握が課題であると考える。アンケート調査やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、多岐にわたる対応策が進められている点も評価できるが、いじめの未然防止や早期発見・対応を更に強化する必要がある。また、教員が児童生徒一人一人に目を配るためには、教員の働き方改革も同時に進めるべきである。教員と専門職が密接に連携し、現場が全力で取り組める環境を整えることが重要である。いじめという重大な問題を解決するため、事案を一つでも減らす努力を継続していただきたいと考える。			

今後の取組	いじめの問題については、未然防止から早期発見及びその後の組織的な対応が重要である。いじめの未然防止や早期発見の取組として、研修動画を活用したいじめに対する教職員の理解促進や学校におけるいじめアンケート実施に向けた働き掛けなど、幅広く取り組んでいく。また、インターネットを通じたいじめの対策として、ネットトラブル注意報の配布や啓発動画の配信などの取組を継続して実施する。さらに、いじめの初期段階から組織的に対応するため、スクールカウンセラー等専門職の配置や活用事例の周知により、教育相談体制の充実を図っていく。	生指
	「学級がうまく機能しない状況」を予防・改善するために、今後も学級運営等の改善を必要とする学校に対して、退職教員等を非常勤講師として配置し、担任と連携した複数の教員によるきめ細やかな指導を行うとともに、校内の指導体制を整え、学級運営の改善につなげていく。なお、生徒指導における加配教員については、国の定数改善の動向を踏まえながら、今後も加配定数の確保を図る。	小中

目標	Ⅱ	豊かな心の育成
施策	8	人権を尊重した教育の推進
主な取組		○　学校・家庭・地域における人権教育の推進
		○　人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善
		○　人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
		○　子供を性暴力の当事者にしないための教育の充実
		○　様々な人権教育に対応した教育の充実
		○　虐待から子供を守る取組の推進
担当課		人権教育課

主な事業

事業名	予算額（千円）	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
人権教育推進事業	2,725	【人権教育推進体制充実事業】 人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるため、人権教育の推進を図る協議会を開催する。 ○埼玉県人権教育推進協議会の開催 ・第１回埼玉県人権教育推進協議会　令和６年７月16日 ・第２回埼玉県人権教育推進協議会　令和７年２月６日	協議会では人権教育推進の取組及び個別の人権課題に対する取組について説明するとともに、インターネットによる人権侵害とヤングケアラーらに対する支援について協議を行い委員から意見を頂いた。 人権教育の推進に際して、頂いた意見を参考に取り組んでいくとともに、人権教育の充実を図っていく。	人権
	956	【学校教育における人権教育推進事業】 人権感覚育成プログラムを校内研修等で学びやすくするため、人権感覚育成プログラムの研修資料等を作成する。 ○公立小・中学校等人権教育担当者研修会の開催 ・対象：小・中・義務教育学校の人権教育担当者（さいたま市を除く。） ・開催数：１回 ・参加者数：1,043人 ○公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会の開催 ・対象：高校・特別支援学校の人権教育担当者（さいたま市を除く。） ・開催数：１回 ・参加者数：215人 様々な人権課題についての理解促進を図るため、教職員を対象にした研修を実施する。人権教育に関する課題について研究し、指導資料を作成する。 ○公立小・中学校長等人権教育研修会の開催 ・対象：小・中・義務教育学校長（さいたま市を除く。） ・開催数：１回	人権感覚育成プログラムについて研修会資料に盛り込み説明したことで、小・中学校での取組を促すことができた。一方で、高等学校においては更に取組を促す必要がある。 教職員を対象とした研修において、様々な人権課題への対応について周知し、教職員の理解促進を図ることができた。学習内容や指導方法の工夫・改善を図るため、様々な人権課題を整理し、指導資料等の作成を進めていく。 いじめをはじめとする身の回りの様々な人権問題について作文を募集し、人権作文集「はばたき」を刊行した。 県内全公立学校、県内私立学校への配布、人権教育課ホームページの掲載を通して、授業等において「はばたき」が活用されており、児童生徒にいじめを許さない意識の醸成に寄与することができている。	人権

		・参加者数：1,040人 〇公立高等学校・特別支援学校長人権教育研修会 ・対象：高校・特別支援学校長（さいたま市を除く。） ・開催数：１回 ・参加者数：179人 〇公立小・中学校等人権教育担当者研修会の開催 ・対象：小・中・義務教育学校の人権教育担当者（さいたま市を除く。） ・開催数：１回 ・参加者数：1,043人 〇公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会の開催 ・対象：高等学校・特別支援学校の人権教育担当者（さいたま市を除く。） ・開催数：１回 ・参加者数：215人 いじめをはじめとする身の回りの様々な人権問題について作文を募集し、人権作文集「はばたき」の作成・配布を通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育む。 〇児童生徒の人権に関する作文の作成・配布 ・31点を収録。（小学校（17点）　中学校（12点）　高等学校（２点）） ・応募作品数　約33万点 ・県内全公立学校、県内私立学校への配布 ・人権教育課ホームページに掲載		
施策指標の達成状況・原因分析	**●「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合（%）**　［出典：埼玉県による実績調査］ 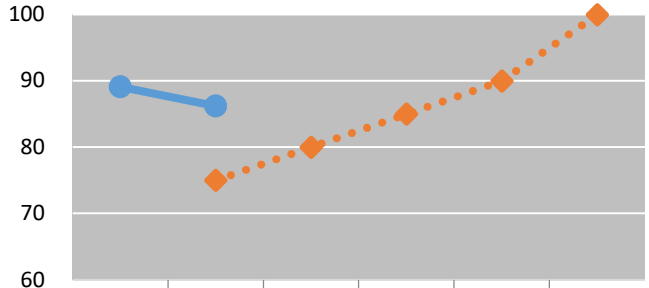 		R5	R6	R7	R8	R9	R10
---	---	---	---	---	---	---
実績	89.1	86.2				
年度目標値		75.0	80.0	85.0	90.0	100 | **【原因分析】** 令和６年度における人権感覚育成プログラムの活用率については、小学校93.2%、中学校89.3%、高校49.7%であり、特に高校での活用率が低い。小学校、中学校では人権感覚育成プログラムを活用した取組が定着しているが、高校において定着していない。高校の活用率が低い要因は、一部の高校において人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画に人権感覚育成プログラムの活用が明確に位置付けられていないことが考えられる。また、人権感覚育成プログラムの内容が多岐にわたっていることから、活用プログラムの精選や活用時期といった効果的な活用方法が周知されていないことが考えられる。		人権
学識経験者の意見・提言	人権教育の推進は、いじめや差別の芽を摘むために非常に重要な取組であり、「人権感覚育成プログラム」の提供は教育現場にとって大きな助けとなっている。小中学校での高い活用率は評価できるが、高校での活用率が低い点は課題である。この課題に対し、教育計画や指導計画へのプログラムの位置付けを明確にし、校長や教員への働き掛けを一層強化することが求められる。また、「はばたき」のような作文活動は、子供たちが主体的に考えを表現する場として意義深いと考える。さらに、プログラムや作文活動の成果を広く共有することで、より多くの子供たちや教育関係者に刺激を与え、人権教育の裾野				

	を広げることが期待される。これらの取組を充実させることで、人権を尊重した教育の更なる発展が図られるだろう。	
	人権教育の推進は、差別やいじめといった社会課題に対応する上で極めて重要な施策であり、特に「人権感覚育成プログラム」の取組を評価する。一方で、高校における活用率が低いという課題は依然として重要であり、教育局による更なる働き掛けが必要であると感じる。また、「人権作文集 はばたき」のような作文活動は成果を広く共有することで、多くの子供たちに良い影響を与える可能性がある。また、指標において小中高別のデータを明確に示すことで、取組の進展を可視化し、施策の効果をより分かりやすく伝えることが期待される。	
今後の取組	人権感覚育成プログラムの更なる活用を図るため、各校種（小学校・中学校・高等学校）の人権感覚育成プログラムをまとめた「校種別人権感覚育成プログラム一覧表」や、特に有効なプログラムを厳選した「人権感覚育成プログラム おすすめプログラム」の資料を新たに作成し、校長研修会、人権教育担当者研修会、年次研修会等で広く周知する。また、高等学校における活用率向上を目的として、「人権教育全体計画」及び「人権教育年間指導計画」提出時に、「人権感覚育成プログラム確認表」の提出を義務付けることで、人権感覚育成プログラムの活用を明確に位置付けるようにする。	人権